

旧加藤家住宅（古民家）の再建築計画（主なポイント）

1 外装関係

- (1) 屋根を不燃材料とする必要があるため（建築基準法22条）、屋根は、ガルバリウム鋼板とする。
- (2) 旧所有者からの聞き取り及び古民家解体工事中の古材調査において、昭和期に増築したことが判明した箇所（北側の炊事場及び風呂、ウマヤであった部屋の南側一部）は、復原しない。

2 設備関連

- (1) 古民家解体工事中の調査において、いろりの痕跡が無かったため、いろりは設置しない。
- (2) かまどを古民家の内部に設置する。
- (3) 手洗い場を設置する（古民家の雰囲気合うものを選択）。
- (4) 熱中症対策のため、エアコンを設置する。
- (5) 事務室及びトイレは無しとする（歴史民俗資料館に設置予定）。

3 内装関係

- (1) ダイドコの天井は、撤去し、屋根裏を見られるようにして、昔は、茅葺き屋根であったことが分かるように工夫する。
- (2) 床の間の間仕切りは、残す。
- (3) ナンド西側は、建具などを収納できるスペースとする。
- (4) 長久手の昔ながらの生活を学べるようにするため、民具などの展示物を配置する。

4 構造体関係

- (1) 基礎は、コンクリートの布基礎とするが、昔の床下の形状及び礎石であったということが分かるように工夫する。
- (2) 現状の土壁の厚みでは、構造計算上、耐力不足となるため、正面から見て、両サイドの壁は、土壁の下に合板張る。